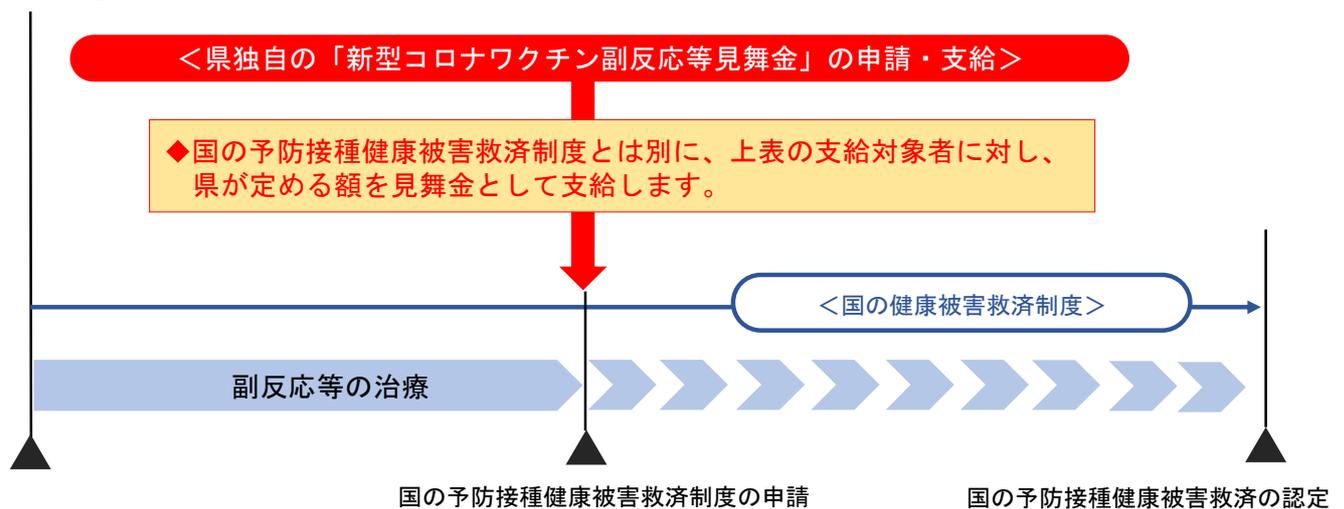


愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金について

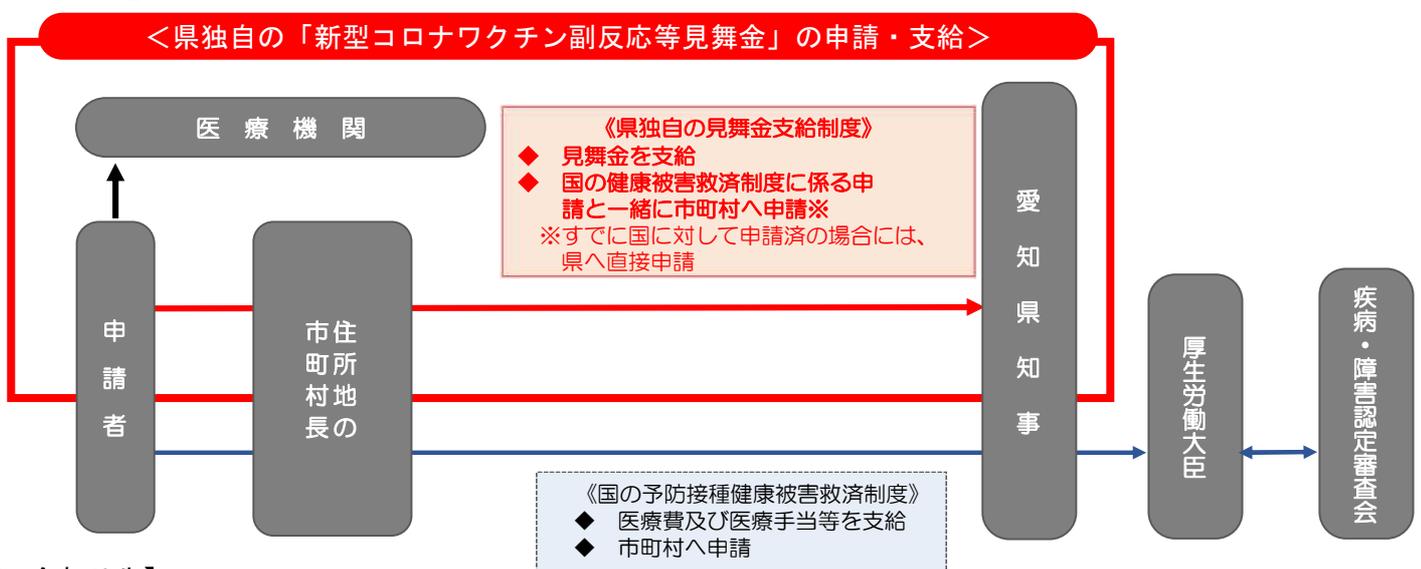
- ◆ 医療費等の経済的負担を支援することを目的に、新型コロナワクチン接種後の副反応（副反応疑いを含む。以下「副反応等」という。）の症状により医療機関で治療を受けた県民の方を対象に、県独自の見舞金を支給いたします。

新型コロナワクチン副反応等見舞金の支給制度の概要	
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチン接種の健康被害救済を目的として、予防接種法第15条に基づき国が実施する 予防接種健康被害救済制度の医療費を県内市町村へ請求し、当該市町村でその請求が認められた方 ※国の予防接種健康被害救済制度の請求に関する問い合わせは、お住まいの市町村までお願いします。
支給額	<ul style="list-style-type: none"> 国の予防接種健康被害救済制度で請求した 健康保険等による支給の額を除いた医療費（自己負担分）の2分の1に相当する額
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の様式や記載方法等は、県ウェブページを御確認ください。 (https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/hukuhannoutoumimaikin.html)

【制度のイメージ】



【申請スキーム】



【問い合わせ先】

愛知県新型コロナウイルス感染症 健康相談窓口／052-954-6272

愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金 申請から支払いまでの流れ

- 愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金（以下「副反応等見舞金」という。）の申請方法と申請から支払いまでの流れは以下のとおりです。
- 副反応等見舞金を申請される方は、以下に従って申請いただきますようお願いいたします。

1 これから国の予防接種健康被害救済の申請をする方

- ① 副反応等見舞金を申請する場合は、国の予防接種健康被害救済制度の医療費に係る請求と合わせて市町村の窓口へ提出してください。
- ② 申請に必要な書類は、「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）」及び「振込先口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）」です。

なお、その際、振込先口座の口座名義の方と申請者様が異なる場合には、委任状を提出してください。

2 国の予防接種健康被害救済制度の申請がすでに済んでいる方

- ① すでに国へ申請されている方（認定を受けている方を含む）についても、副反応等見舞金の支給が受けられます。
- ② 副反応等見舞金を申請する場合には、「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）」及び「振込先口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）」を愛知県（感染症対策局感染症対策課）へ申請してください。

なお、申請書に記載する申請金額は、愛知県からご案内いたします。

また、振込先口座の口座名義の方と申請者様が異なる場合には、委任状を提出してください。

<見舞金の支給を決定した場合>

愛知県から「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給決定通知書（様式第2号）」を通知します。また、後日、振込先口座に支給金額を振り込みます。